

《Ⅷ. 75歳以上の方について【後期高齢者】》

75歳以上の方は、後期高齢者といいます。

後期高齢者の医療保険者は後期高齢者医療広域連合であるため本組合の被保険者資格は喪失します。

ただし、甲種組合員については、組合員資格を継続することができるため、組合員資格の継続について選択していただくこととなります。甲種組合員が組合員資格を継続された場合のみ、家族・従業員の本組合被保険者資格は継続されます。

医療保険者が違うため保険給付はできず、保健事業のみ行うことができます。本組合では下記の表に記載の保健事業を行います。

なお、75歳未満であっても、65歳以上で一定以上の障害の状態にあることにより、後期高齢者医療広域連合の被保険者と認定される場合があります。75歳以上の後期高齢者の方と同様本組合の被保険者資格は喪失となりますので、本組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

組合員資格を継続した場合（本組合対応分）

対象者	75歳以上の方、65～74歳で一定以上の障害をお持ちの方（甲種組合員）
保険料	月額 1,000円
保健事業	・療養（在宅介護）のための必要な用具レンタル （介護保険の給付対象となったレンタルは除く） ・支部健康づくり運動への参加および記念品 ・死亡見舞金（15万円）
その他	75歳未満の甲種家族・乙種組合員・乙種家族の被保険者資格を継続することができる

組合員資格を継続しない場合

甲種家族・乙種組合員・乙種家族がいる場合は全員被保険者資格を喪失します。

後期高齢者の該当となる日

75歳の誕生日を迎えた方	75歳の誕生日から
65～74歳で一定以上の障害をお持ちの方	後期高齢者医療広域連合が後期高齢者と認めた日から

※ 組合員資格を継続した場合でも、医療保険者は後期高齢者医療広域連合となるため本組合の被保険者資格は喪失します。そのため被保険者証の交付はございませんのでご注意ください。